

# 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱

平成25年5月16日付け25農振第393号

農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民の中では、付加価値の高い観光、教育、健康づくり等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じているところである。

このため、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用を増大させることにより、地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要となっている。

都市農村共生・対流総合対策交付金（以下「本交付金」という。）は、このような状況を踏まえ、集落が他の集落、市町村、NPO等の多様な主体と連携して形成する集落連合体（以下「集落連合体」という。）に対し、関係省庁との連携の下、地域の特性に応じて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るものである。

## 第2 事業内容等

本事業の内容は次に掲げるとおりとし、具体的な事業内容、事業実施主体、交付金の交付を受けるための選定要件等は別表に定めるものとする。

### 1 集落連携推進対策

中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村における体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動

### 2 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組

### 3 施設等整備対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地

域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組

#### 4 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチングやアドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組

### 第3 事業実施期間

各事業の実施期間は、原則として、次に掲げる期間を上限とする。

- 1 集落連携推進対策は2年間
- 2 人材活用対策は3年間
- 3 施設等整備対策は2年間
- 4 広域ネットワーク推進対策は1年間

ただし、2の事業にあつては、1の事業の実施期間中に事業を開始し、かつ、1の事業開始年度から起算して3年度以内に完了するものとする。また、3の事業にあつては、原則として、事業実施の全期間にわたり、1の事業実施期間に併せて実施するものとする。

### 第4 事業の公募

地方農政局長等（別表の1、2、3及び4の（1）の事業にあつては、事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合は農林水産省農村振興局長、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長、別表の4の（2）の事業にあつては農村振興局長をいう。以下同じ。）は、本事業（別表の4の（1）の事業を除く。）について、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び採択を行うものとする。

### 第5 事業実施の手続

- 1 第2の1、2及び3の事業にあつては、第4により選定された事業実施主体は、第2の1の事業の開始年度においては、農村振興局長が別に定めるところにより、各事業の内容を取りまとめの上、本事業の事業実施計画である共生・対流促進計画（以下「共生・対流促進計画」という。）を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、共生・対流促進計画においては、交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標を設定するものとする。

第2の4の事業にあつては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定め

るところにより、共生・対流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1により提出された共生・対流促進計画の内容、対象経費等を精査し、本要綱及び関連する要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。
- 3 地方農政局長等は、承認した共生・対流促進計画について取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。
- 4 農村振興局長が別に定める場合の共生・対流促進計画の重要な変更については、1、2及び3に準じて承認等を行うものとする。
- 5 第2の1、2及び3の事業にあつては、事業実施主体は、毎年度、農村振興局長が別に定めるところにより、年度別共生・対流促進計画を作成し、これを地方農政局長等に提出するものとする。ただし、第2の1の事業の開始年度についてはこれらを省略することができる。
- 6 地方農政局長等は、5により提出された年度別共生・対流促進計画について取りまとめ、農村振興局長が別に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。

## 第6 助成

国は、予算の範囲内で、農村振興局長が別に定める経費について、事業実施主体に助成するものとする。

## 第7 完了報告

事業実施主体は、第5の2により地方農政局長等が承認した共生・対流促進計画に基づく全ての事業が完了したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第8 事業実施結果の評価

- 1 第2の1、2及び3の事業にあつては、事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、第2の1の事業の開始年度から起算して3年目の年度である目標年度までの毎年度を対象に、第5の2の共生・対流促進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体から報告された事業評価について、その内容を評価し、農村振興局長にその結果を報告するとともに、これを公表するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により事業評価の内容を評価するにあたり、農村

振興局長が別に定めるところにより、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。

- 4 1により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果について公表するものとする。

## **第9 推進指導等**

地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、推進指導に係る体制の整備に努めるものとする。

## **第10 他事業との連携**

本事業のうち第2の1、2及び3の事業については、地方農政局長等は、本事業を実施するに当たり、必要に応じ関係省庁、地方自治体等との連携に努めるものとする。

## **第11 委任**

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別表

事 項	具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び助成額
1 集落連携推進対策	<p>中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動</p> <p>活力アップに向けた取組</p> <p>(1) 子ども農山漁村交流 小学校をはじめとする子供の農山漁村における体験教育活動等を受け入れるための取組</p> <p>(2) 地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズム 山菜料理や古民家など多様な地域資源の活用やボランティア活動者を観光に取り込むなど、特色あるグリーン・ツーリズムの取組</p> <p>(3) 自然・景観を生かした美しいむらづくり 棚田や田園空間などの農山漁村の自然や景観を生かした都市住民等と連携する美しいむらづくりの取組</p>	<p>本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体又は法人のうち、農山村振興局長が別に定める公募要領により応募したものの中から選定されたものとする。</p> <p>(1) 農村振興局長が別に定める協定を定めた団体</p> <p>(2) 農業法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）にいう農事組合法人又は3者以上の農林漁業者が構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出して法人（3者以上の農林漁業者が構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものをいう。）をいう。以下同じ。）であり、かつ、集落等</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 農山漁村の集落（これに準じる組織・団体を含む。）が取組の中心的役割を担うこと。</p> <p>(2) 自立的・発展的な取組であって、効果が見込まれること。</p> <p>(3) 具体的な事業内容の欄の(11)の取組を実施する場合、医療・福祉関係の団体又は法人が事業実施主体の構成員であることと又は事業実施主体と連携していること。</p>	<p>交付率及び助成額は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は定額とする。</p> <p>(2) 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり800万円とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容の(4)又は(6)を主たる取組として事業を実施し、事務所が次のアからケの要件のいずれかに該当する地域に所在し、かつ、コ、サのいずれかに該当する一以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第4項に定める農業集落。以下「農業集落」という。）が、地域資源の活用、高齢農業者等の意向把握及び高齢農業者等の知恵や経験を活かした活動の試行などについて、その周辺の農業集落と連携</p>

- (4) 集出荷等を通じた地域内外の連携  
農産物の庭先集荷や加工・販売と合わせた地域内外への食材の供給・配達や配食サービス等の取組
- (5) 定住・集住等の環境整備  
空き家、廃校等を活用した定住、二地域居住の環境整備や高齢者の冬期集住の取組
- (6) 市民と連携した農業被害の防止  
都市住民等と連携して実施する豪雪対策等の農業被害防止の取組

自立発展に向けた取組

- (7) 「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム  
豊かな「食」を活用する直売所、観光農園、新たな商品開発など地域経済の発展に繋がるグリーン・ツーリズムの取組
- (8) 農山漁村における大学・企業等の研修等  
大学や企業等と連携し大学生や社会人を対象とする研修訓練・厚生活動等を受け入れるための取組

地域の多様な主体と連携する法人

- (3) 特定非営利活動法人であり、かつ、集落等地域の多様な主体と連携する法人
- (4) 農地・水保全管理支払交付金の対象組織
- (5) (1) から (4) までに掲げる団体等のほか、地方農政局長等が特に必要と認める団体等

した取組を行う場合、又は東日本大震災に対処するたための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に事業実施主体の主たる事務所が所在し（東日本大震災による被災を受けて、一時的に事務所が移転しているものにあつては移転前の事務所の所在地を団体の事務所の所在地とみなす。この場合において、一時的に事務所が移転した先において実施した事業については、特定被災区域で実施したものとする。）、本事業を特定被災区域で実施する場合は900万円とする。

ア 特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

(9) 「食」の提供等を通じた  
学校・企業との連携  
学校給食、社員食堂等へ  
の農産物の食材供給など  
「食」を通じた学校・企業  
等と連携した取組

(10) ITを活用した消費者と  
のネットワークづくり  
ITを活用した集出荷・  
販売管理や生産者と消費者  
との情報交換・ネットワー  
クづくりの取組

(11) 「農」を活用した医療・  
福祉との連携  
園芸療法や福祉農園等の  
農山漁村を医療・福祉サー  
ビス等を提供する健康づく  
りの場として活用する取組

(12) 地域提案型活動  
(1) から (11) までに  
該当しない取組であって、  
地域ぐるみで行う創意工夫  
にあふれた都市と農山漁村  
の共生・対流を通じて地域  
を活性化させる取組

法律（平成5年  
法律第72号）第  
2条第1項に規  
定する特定農山  
村地域

イ 山村振興法  
（昭和40年法律  
第64号）第7条  
第1項の規定に  
基づき指定され  
た振興山村

ウ 過疎地域自立  
促進特別措置法  
（平成12年法律  
第15号）第2条  
第1項に規定す  
る過疎地域（同  
法第33条第1項  
又は第2項の規  
定により過疎地  
域とみなされる  
区域を含む。）  
の全部又は一部  
の地域

エ 半島振興法  
（昭和60年法律  
第63号）第2条  
第1項の規定に  
基づき指定され  
た半島振興対策  
実施地域の全部  
又は一部の地域

オ 離島振興法  
（昭和28年法律  
第72号）第2条  
第1項の規定に  
基づき指定され

た離島振興対策  
実施地域の全部  
又は一部の地域  
カ 沖縄県振興特  
別措置法（平成  
14年法律第14  
号）第3条第1号  
に規定する沖縄  
キ 奄美群島振興  
開発特別措置法  
（昭和29年法律  
第189号）第1  
条に規定する奄  
美群島  
ク 小笠原諸島振  
興開発特別措置  
法（昭和44年法  
律第79号）第2  
条第1項に規定  
する小笠原諸島  
ケ 上記アからク  
に掲げる以外の  
地域にあって  
も、自然的、社  
会的、経済的条  
件又は地域的な  
まとまりから、  
併せて一体的に  
実施することが  
適当であると地  
方農政局長等  
認める地域  
コ 高齢化率（販  
売農家人口のう  
ち65歳以上の人  
口が占める割  
合）が50%以上

				<p>の農業集落（ただし、農家戸数が20戸以上の集落は除く。）または、農家戸数が10戸未満の農業集落</p> <p>サ 販売農家がない等の理由により高齢化率の判定ができていない場合において、総農業従事者数のうち65歳以上の人数が占める割合が50%以上（ただし、農家戸数が20戸以上の集落は除く。）または、山村、漁村の集落において林業者、漁業者が多数を占め、農（林）業センサデータの適用が適切ではない場合においては、当該集落の総戸数が20戸未満の集落</p>
2 人材活用対策	<p>農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受</p>	<p>本事業の事業実施主体は、1の事業を実施している若しくは既に実施した団体又は法人とする。</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 事項の1の事業の実施期間中に事業を開始し、かつ、</p>	<p>交付率及び助成額は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は定額とする。</p> <p>(2) 各年度の助成</p>

	<p>け入れる取組</p>		<p>事項の1の事業開始年度から起算して3年度以内に完了する場合に限り、実施できるものとする。</p> <p>(2) 活用する人材は、原則、1年のうち6月以上の期間、事業実施主体と連携して、本事業に従事する。</p>	<p>額の上限は、1事業実施主体当たり250万円とする。</p> <p>ただし、そのうち人件費に相当する額は、200万円を上限とする。</p> <p>また、研修手当の上限単価は月額14万円とする。</p>
<p>3 施設等整備対策</p>	<p>農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組</p> <p>(1) 地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等を補修等する取組</p> <p>ア 「食」や「農」等を観光に活用する施設等整備</p> <p>(ア) 農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設 農林水産物処理加工施設、農林水産物集出荷貯蔵施設等の補修等</p> <p>(イ) 販売強化促進施設 ・地域食材提供施設 農林水産物直売施設、販売戦略（IT関連）施設、農家レ</p>	<p>本事業の事業実施主体は、以下に掲げる団体又は法人とする。</p> <p>(1) 1の事業を実施する団体又は法人</p> <p>(2) 農村振興局長が別に定める協定を定めた団体の構成員のうち次に掲げる団体又は法人</p> <p>市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 森林組合 森林組合連合会 生産森林組合 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業生産組合</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 農村振興局長が別に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 事業実施の全期間にわたり、事項の1の事業の実施期間に併せて実施する場合に限り、実施できるものとする。</p>	<p>交付率及び助成額は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額（2分の1（沖縄県は3分の2、奄美群島は10分の6）以内）とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容の欄の（1）のエの（イ）及び（ウ）並びにオについては、1の交付率及び助成額の欄の（2）のアからケ（ただし、カ及びキを除く。）までのいずれかに該当する地域にあっては、10分の5.5以内とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容の欄の（1）のエの（ウ）につ</p>

ストラン等の補修等  
 (ウ) 共生・対流促進施設  
 交流促進施設、共同観光農園、宿泊体験活動受入拠点施設、農家民宿（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条による簡易宿所営業の許可を受けた農林漁業者が人を宿泊させ農山村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業を行う施設をいう。）等の補修等  
 (エ) 自然環境・景観・生態系保全・活用整備  
 自然環境や景観・生態系保全・活用施設、修景・歴史的施設の補修等  
 イ 「食」や「農」等を教育に活用する施設等整備  
 (ア) 農山漁村体験学習施設  
 体験学習農園、市民農園、農林水産物加工体験施設の補修等  
 (イ) 地域資源活用技術習得実習施設  
 農林水産業技術、木工・陶芸加工技術、伝統農法等学習機会

生活協同組合  
 生活協同組合連合会  
 都道府県農業会議  
 農業委員会  
 農事組合法人  
 農業生産法人  
 特例子会社  
 社会福祉法人  
 特定非営利活動法人  
 一般社団法人又は一般財団法人  
 公益社団法人又は公益財団法人  
 特例社団法人又は特例財団法人  
 土地改良区  
 土地改良事業団体連合会  
 地方公共団体が出資する団体  
 商工会  
 商工会連合会  
 商工会議所  
 商工会議所連合会  
 観光協会  
 旅行者の組織する団体  
 地域住民の組織する団体  
 民間企業  
 地方農政局長等が特に必要と認める団体

いて、農家・地域の直  
 住民等参加型により整  
 住営施等によりあつ  
 備する場合であつ交  
 て、資材費のみする  
 付対象経費とす  
 ときは定額とし、  
 上限単価について長  
 は、農村振興局長こ  
 が別に定めるところ  
 による。  
 (2) 助成額の上限  
 は、1計画当たり  
 2,000万円とする。  
 ただし、医療・福  
 祉等連携促進施設  
 福祉等連携促進施設及び  
 連携促進施設及び  
 鳥獣被害対策施設  
 を補修・整備等す  
 る場合は、当該施  
 設に係る助成額を  
 控除した額により  
 1計画当たりの助  
 成額を算定する  
 のとする。

の向上に資する研修  
 施設等の補修等  
 ウ 「食」や「農」等を  
 健康に活用する施設等  
 整備  
 (ア) 医療・福祉等連携  
 促進施設  
 福祉農園、農山漁  
 村を医療・福祉サー  
 ビス等を提供する健  
 康づくりの場として  
 の活用促進施設等の  
 補修等  
 (イ) 障害・福祉等連携  
 促進施設  
 障害者雇用農園、  
 農山漁村を障害・福  
 祉サービス等を提供  
 する雇用の場として  
 の活用促進施設等の  
 補修等  
 エ 定住・移住・集住等  
 の環境整備  
 (ア) 定住・移住・集住  
 等促進施設  
 冬期集住施設、都  
 市住民の移住・定住  
 促進施設、研修施設  
 等の補修等  
 (イ) 防災・安全施設  
 安全施設、防災安  
 全・避難施設、除雪  
 ・消流雪施設等の補  
 修等  
 (ウ) 鳥獣被害対策施設  
 柵の補修等  
 オ アからエの整備と一

	<p>体的に行う必要がある簡易な基盤整備（区画整理、農業用排水整備、農業集落道、連絡農道等）及び生活環境整備（飲雑用水施設、簡易給排水施設等）</p> <p>(2) 特認事業  (1)に掲げる施設等のほか、地域の手づくり活動に必要な施設等で必要不可欠であると地方農政局長等が認めるものに限る。</p>			
<p>4 広域ネットワーク推進対策</p> <p>(1) 都道府県単位における取組</p> <p>(2) 全国単位における取組</p>	<p>本事業の推進に向け、都道府県単位の調査・研究、技術的指導、普及・啓発、及びこれらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組</p> <p>本事業の推進に向け、全国単位の都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信、これらを通じた人と情報のネットワーク構築等の取組</p>	<p>本事業の事業実施主体は、(1)の事業にあつては都道府県、(2)の事業にあつては、以下に掲げる団体のうち、農村振興局長が別に定める公募要領により応募したものの中から選定された団体又は法人とする。</p> <p>農業協同組合  農業協同組合連合会  森林組合  森林組合連合会  生産森林組合  漁業協同組合  漁業協同組合連合会  漁業生産組合  生活協同組合  生活協同組合連合会  全国農業会議所  都道府県農業会議</p>	<p>都市と農山漁村の共生・対流による地域活性化に資する事業であること。</p>	<p>交付率は定額とする。</p> <p>(1)の事業の助成額の上限は、1都道府県当たり250万円とする。</p>

	農業委員会 農事組合法人 農業生産法人 社会福祉法人 特定非営利活動法人 一般社団法人又は一 般財団法人 公益社団法人又は公 益財団法人 特例社団法人又は特 例財団法人 土地改良区 土地改良事業団体連 合会 地方公共団体が出資 する団体 商工会 商工会連合会 商工会議所 商工会議所連合会 観光協会 旅行業者の組織する 団体 地域住民の組織する 団体 民間企業 その他農村振興局長 が特に必要と認める 団体等	
--	--	--